

## 幼児教育・保育の無償化に係る給食費(副食費)の対応について

### 1 無償化の制度の概要

令和元年10月から、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもと、市民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されます。

### 2 無償化の対象施設

幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等（市から保育の必要性の認定を受ける必要性あり）、3歳から5歳までの障害児通園施設等。

### 3 これまでの市の経済的負担軽減策

- ・平成18年度 認可保育所の第3子目以降の保育料無料化
- ・平成19年度 認可外保育施設、幼稚園にも制度拡大
- ・平成28年度 第2子目半額、第3子目以降の保育料無料化、多子計算に係る年齢制限の撤廃

### 4 今後の市の施策

令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化において、国は給食費(副食費)を無償化の対象外としていますが、本市においては子育て支援の更なる充実施策として、三次市内に住所を有し、幼稚園、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設(市から保育の必要性の認定を受ける必要性あり)に在籍する3歳から5歳までの子どもについて、給食費(副食費)の軽減措置を行う方針を決定しました。

軽減内容は、おかずとおやつを含めた副食費について、1日当たり225円、1月当たり4,500円を上限として補助するものです。なお、0歳から2歳までの子どもについては、給食費(副食費)を含めた保育料の取扱いが継続されます。

このことによって、本市における3歳以上の未就学児童については、幼児教育・保育の無償化と給食費(副食費)の軽減措置を一体的に実施することにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図ると共に、「子育てしやすい三次」として定住対策につながるものと考えます。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 子育て・女性支援部 子育て支援課 保育係 (担当/畑中)

電話番号:0824-62-6147 FAX番号:0824-62-6300

E-mail:kosodate@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号